

藤沢市立辻堂小学校 PTA 規約

藤沢市立辻堂小学校 P T A 規約

第 1 章	名 称 及 び 事 務 所	1
第 2 章	目 的 及 び 活 動	1
第 3 章	会 員	1
第 4 章	経 理	2
第 5 章	代表委員及び代表委員会	2
第 6 章	会計監査委員	3
第 7 章	代表委員・総務補・会計補・会計監査委員候補者選出委員会	4
第 8 章	集 会	4
第 9 章	細 則	5
第 10 章	改 正	5

辻堂小学校 P T A 細則

第 1 章	代表委員・総務補・会計補・会計監査委員候補者選出委員会	6
第 2 章	代表委員・総務補・会計補・会計監査委員	7
第 3 章	集 会	7
第 4 章	常任委員会及び臨時委員会	7
第 5 章	委員会の任務	8
第 6 章	会 員	8
第 7 章	慶弔費	9
第 8 章	改 正	9
付 則		

藤沢市立辻堂小学校PTA規約

第 1 章 名称 及び 事務所

第1条 この会は辻堂小学校PTAといい、事務所を辻堂小学校に置く。

第 2 章 目的 及び 活動

(目 的)

第2条 この会は保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福と成長を図ることを目的とする。

(方 針)

第3条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に片寄ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の代表委員及びその他の委員の名で公私の選挙の候補を推薦しない。
4. 学校の人事や管理に干渉しない。
5. この会は自主独立のものであって他のいかなる団体または機関の支配、統制、干渉も受けない。

(活 動)

第4条 この会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者、よい教師となるよう努める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡により児童の生活を訓育する。
3. 児童の生活環境をよくする。
4. 公教育費を充実することに努める。
5. 家庭と学校との連携を図り、学校の要請に応じて保護者による学校支援ボランティア活動を行うことができる。

第 3 章 会 員

第5条 この会の会員となることのできる者は次の通りである。

1. 辻堂小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
2. 辻堂小学校の教職員。

第6条 この会の会員はこの会の目的に賛同する者とする。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第8条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 4 章 経 理

第9条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第10条 会費の額・資金獲得の種類方法を決定する場合、及び会員または外部に寄付を求める場合は、総会の承認を受けなければならない。

第11条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し4月1日より年度始の総会までの収支は代表委員会の責任で執行する。

第 5 章 代表委員及び代表委員会

第14条 この会の代表委員は6名（内1名は学校側より）とし代表委員会を構成する。なお代表委員を助けるため、別に総務補・会計補（学校側より）各1名を置く。

1. 代表委員・総務補・会計補は、会計監査委員・代表委員等候補者選出委員を兼ねることはできない。
2. 総務補・会計補・校長は、代表委員会に出席し意見を述べることができる。

第15条 代表委員は総会に出席した会員の承認を受ける。

第16条 代表委員・総務補・会計補の任期は毎年4月1日より翌年3月31日に至る1年とする。但し引き続いて選任されることが出来るが連続して4年を超えることはできない。

第17条 代表委員会の任務

1.
 - ①代表委員は代表委員会を構成し、担当は互選で決める。但し会計担当・会計補は引き続き2年を超えて担当してはならない。
 - ②代表委員会は代表委員の3分の1以上の要請により3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数で決する。
 - ③この会を代表する。
 - ④総会・委員総会・運営委員会を招集する。

- ⑤総会・委員総会・運営委員会の決議を執行する。
- ⑥各常任委員会を調整し協力する。
- ⑦代表委員等選出委員会を除くすべての集会に出席し必要に応じ意見を述べる。

2. 代表委員会の担当事項

①常任委員会関係

各常任委員会との協力、調整を密にし助言する。

②総務関係

- イ. 代表委員会を整理、統轄する。
- ロ. この会の内部、または外部との連絡を行う。
- ハ. この会の庶務を統轄する。
- ニ. 総会・委員総会・運営委員会の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- ホ. 記録、通信、その他の書類を保管する。

③会計関係

- イ. 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
- ロ. 年度始の総会において会計監査委員の監査を経た決算報告を行う。
- ハ. この会の財産を管理する。
- ニ. 予算の立案をする。

④学校関係

学校と、この会との連絡調整にあたる。

⑤その他の関係

総会・委員総会・運営委員会が委嘱した事項。

第 6 章 会 計 監 査 委 員

第18条 この会の経理を監査するため3名の会計監査委員を置く。

第19条 会計監査委員は総会に出席した会員の承認を受ける。

第20条 会計年度末にこの会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第21条 必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第 7 章 代表委員・総務補・会計補・会計監査委員候補者選出委員会

第22条 代表委員・総務補・会計補・会計監査委員の候補者を選出するために、代表委員・総務補・会計補・会計監査委員候補者選出委員会（以下「代表委員等選出委員会」という）を置く。

第23条 代表委員等選出委員の数、任期、選出方法は細則で定める。

第 8 章 集 会

第24条 総 会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
2. 総会は定時総会及び臨時総会とする。
3. 定時総会は年度始・年度末に開催する。
4. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた時、または全会員の 10 分の 1（但しこの場合は世帯数）以上の要求のあった時に開催する。
5. 総会は会員数（但しこの場合は世帯数）の 5 分の 1 以上の出席をもって成立する。
6. 総会の議事は出席者の過半数で決する。
7. 総会の招集及び議題は開催日の 1 週間前に、総会議案は開催日の 3 日前までに全会員に通知する。

第25条 運営委員会

1.
 - ①運営委員会は代表委員・総務補・会計補・常任委員会の委員会代表(リーダー)・校長・臨時委員会の委員会代表(リーダー)、その他特に代表委員会の指定する者をもって構成される。
 - ②運営委員会は総会・委員総会に次ぐ議決機関である。
2. 運営委員会の任務は次の通りである。
 - ①代表委員会及び各常任委員会で立案された事業計画等を審議検討する。
 - ②代表委員会より提出される総会議案を調整する。
 - ③緊急の場合で総会または委員総会が開けない時は、これらに代って臨時に決定できる。但しその場合は、以後最初に開かれる総会においてこれを報告しなければならない。
 - ④特別の事項について必要な場合は臨時委員会を設置できる。
3. 運営委員会は代表委員会が必要と認めた時、または構成員の 4 分の 1 以上の要求があった時に開催する。
4. 運営委員会は委員の現在数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

5. 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第26条 委員総会

1. 委員総会は代表委員・総務補・会計補・常任委員・校長をもって構成され、総会に次ぐ議決機関である。
2. 委員総会は代表委員会がその必要を認めた時、または運営委員会より要請があった時、または常任委員の5分の1以上の要請によって開催される。
3. 委員総会は委員の3分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数で決する。

第27条 常任委員会

1. この会の活動方針を具体化、実行するために常任委員会を置く。
2. 常任委員会は代表委員会との協力関係を密にし、その調整助言のもとに運営される。
3. 常任委員会代表(リーダー)は常任委員会を統轄し、必要に応じて会議を招集主宰する。
4. 常任委員会についての必要事項は細則で定める。

第 9 章 細 則

第28条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会において報告しなければならない。

第 10 章 改 正

第29条 この規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会の少なくとも2週間前に全会員に知らせておかなければならない。

付 則

この規約は昭和40年1月21日より改訂実施する。

この規約は昭和44年4月1日より改訂実施する。

この規約は昭和52年4月1日より改訂実施する。

この規約は昭和59年4月1日より改訂実施する。

この規約は平成16年4月1日より改訂実施する。

この規約は平成17年4月1日より改訂実施する。

この規約は平成20年4月1日より改訂実施する。

この規約は平成21年4月1日より改訂実施する。

この規約は平成24年4月1日より改訂実施する。

この規約は平成28年4月1日より改訂実施する。

辻 堂 小 学 校 P T A 細 則

第 1 章 代表委員・総務補・会計補・会計監査委員候補者選出委員会

第1条 代表委員等選出委員の選出

1. 保護者の中から互選により 3 名の代表委員等選出委員を選出する。
2. 委員の任期は次期運営委員会発足までとする。但し、委員会代表(リーダー)は引き続き同一配置に 1 年間は留任してもよい。
3. 教職員の中から互選により 1 名の代表委員等選出委員を選出する。

第2条 代表委員等選出委員会の任務

1. 代表委員・会計監査委員候補者の選出を次の通り行う。
 - ①立候補及び推薦の募集を行う。
 - ②立候補が定員を超えた場合、選挙による選出を行う。
 - ③立候補が定員に満たない場合、推薦された会員の中から互選により候補者を選出する。
2. 代表委員・会計監査委員候補者の氏名は選挙または総会の 10 日前までに知らせる。
3. 代表委員・会計監査委員候補者の氏名を発表する前に候補者の同意を得る。
4. 在任中に知り得た会員に関する情報について守秘義務を負う。

第3条 選挙

1. 代表委員・会計監査委員の選挙を行う場合は、投票及び開票を管理するために 3 名の選挙管理委員を置く。
2. 選挙管理委員は代表委員等選出委員が兼ねる。
3. 選挙管理委員の氏名は直ちに全会員に知らせることとする。
4. 選挙管理委員はその任務を終了した時に解任される。
5. 選挙は年度末に開催される定時総会までに行う。
6. 選挙は会員数（但しこの場合は世帯数）の 5 分の 1 以上の投票をもって成立する。

第4条 代表委員等選出委員は、代表委員・総務補・会計補・会計監査委員の候補者になることができない。

第 2 章 代表委員・総務補・会計補・会計監査委員

- 第5条 代表委員・会計監査委員は、年度末に開催される定時総会において出席した会員の承認を受ける。
- 第6条 選挙によって選出された代表委員・会計監査委員は、年度末に開催される定時総会において報告される。
- 第7条 学校側の代表委員・総務補・会計補は教職員から選出し、年度始に開催される定時総会において報告される。
- 第8条 代表委員に欠員を生じた時には運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 集 会

- 第9条 総会は次の事項を報告、審議しなければならない。

1. 定時総会

①年度始

今年度活動の基本方針案
前年度の決算並びに事業報告
年間計画及び収支予算案
学校側の代表委員・総務補・会計補の報告
委員の紹介

②年度末

代表委員・会計監査委員の承認または報告

第 4 章 常任委員会及び臨時委員会

- 第10条 常任委員会の種類を次の通りとする。

1. 学級学年委員会
2. 校外委員会
3. 広報委員会
4. 水泳委員会

- 第11条 臨時委員会は運営委員会が必要と認めた時に随時設置し、その任務を終了した時に解散する。

- 第12条 各委員の数と選出方法は前年度の運営委員会によって承認される。

- 第13条 各常任委員会・臨時委員会の委員・委員会代表(リーダー)は次の方法で定める。
1. 各学級の保護者の中より希望または互選により配属を定める。この場合各学年より各委員会に必ず所属するよう考慮する。但し校外委員は地区より選ぶ。
 2. 各委員会の委員会代表(リーダー)は委員の互選によって選ぶものとする。
- 第14条 委員の任期は1年とする。但し、委員会代表(リーダー)は引き続き同一配置に1年間は留任してもよい。

第 5 章 委員会の任務

- 第15条 各常任委員会はおおよそ次のような活動をする。
1. 学級学年委員会
 - ①学級または学年の集会において、他の学級委員や教師と協力してその会を盛り上げる。
 - ②常に学級または学年の会員の意志がPTA活動に反映するように努める。
 - ③児童の健康増進を図るために学校と協力する。
 2. 校外委員会
 - ①常に交通安全、危険箇所の調査等児童の安全を図る。
 - ②地区から選出された委員をもって構成する。
 - ③地区活動を推進するために、各地区に地区代表・校外委員を置く。但し地区内居住者の互選とする。
 3. 広報委員会
 - ①広報誌の発行をする。
 - ②会員および地域社会に対して、広報活動を行う。
 4. 水泳委員会
 - ①水泳教室の企画運営を中心とした活動を行う。この水泳教室は、辻堂小学校PTA水泳教室会則に基づき開催する。
 - ②健康増進に対する正しい理解と関心を深め、健全な心身の育成を図る。

第 6 章 会 員

- 第16条 入学時に「入会申込書」を代表委員会に提出することにより会員となることができる。転入または未加入者の入会は随時とする。
- 第17条 退会希望者は3月1日から3月15日までに退会届を代表委員会に提出する。年度途中での退会は児童の転出に限り認める。

- 第18条 会費は1世帯あたり定額を納める。
- 第19条 本PTAは、藤沢市PTA連絡協議会・神奈川県PTA連絡協議会・日本PTA全国協議会に加入することができる。
- 第20条 サークルは代表委員会に所属しサークル規定に従って活動する。
[サークル規定]
第1条 各サークルは辻堂小学校PTA会員をもって構成する。
第2条 各サークルは互いの教養と親睦と健康のため活動する。
第3条 サークルの承認及び予算は年度毎の運営委員会によって承認される。

第 7 章 慶弔費

- 第21条 慶弔費については次の通りとする。なお、これに要する資金はPTA運営費の中の慶弔費をあてる。
1. 教職員会員の慶事
 - ①結婚 5,000 円
 2. 死亡に対する弔慰
 - ①保護者会員 5,000 円
 - ②教職員会員 5,000 円
 3. 教職員会員の転退職 記念品
 4. 必要に応じて運営委員会で協議決定し、次期総会にて報告する。但し、緊急を要する場合は代表委員会で決定する。
 5. この細則による慶弔には、一切返礼を受けない事とする。

第 8 章 改 正

- 第22条
1. この細則を改正する場合は運営委員会において構成委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
 2. 改正案は運営委員会の少なくとも1週間前に各構成委員に知らせておかなければならない。
 3. 改正の結果は次期総会において報告しなければならない。

付 則

この細則は昭和 52 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この細則は昭和 59 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この細則は平成 2 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この細則は平成 17 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この細則は平成 20 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この細則は平成 21 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この細則は平成 24 年 4 月 1 日より改訂実施する。

この細則は平成 28 年 4 月 1 日より改訂実施する。